

災害に伴う個人事業税の減免措置について

熊 本 県

県では、災害における被災者の復興を支援するため、個人事業税について、次のような減免措置を設けています。

1 災害により事業用資産に損害を受けた場合

前年の事業所得が1,000万円以下であり、災害により事業用資産にその価格の2分の1以上の損害を受けた場合に、前年の事業所得に応じて下記の割合で減免します。

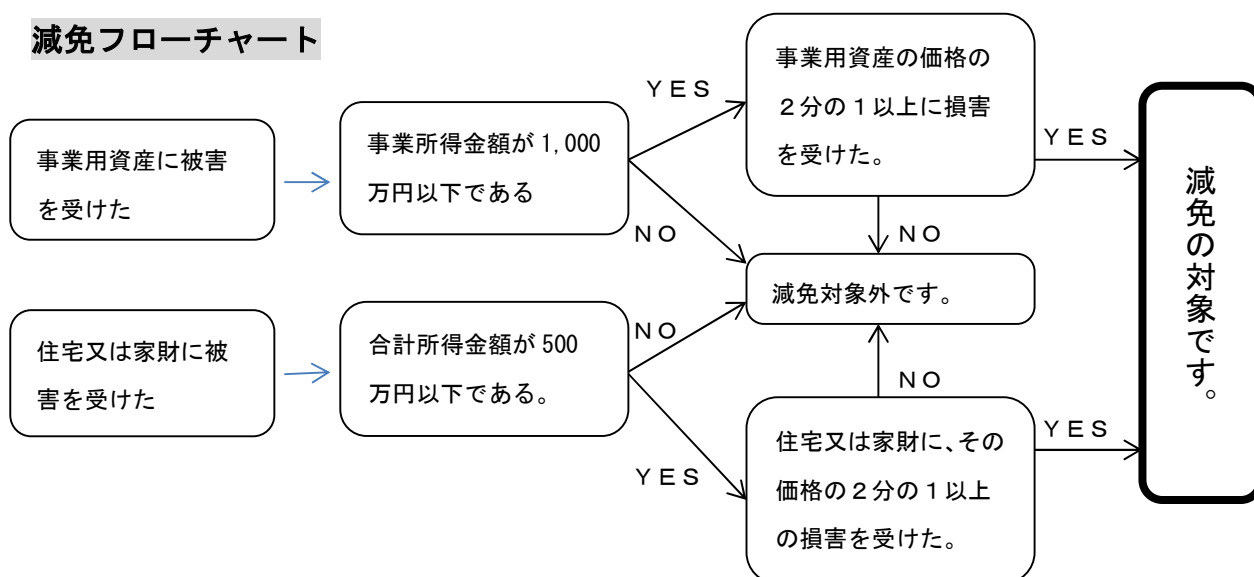
前年の事業所得額	減免の割合
500万円以下	税額の100%
500万円超750万円以下	税額の50%
750万円超1,000万円以下	税額の25%

2 災害により住宅または家財にその価格の2分の1以上の損害を受けた場合

前年の合計所得金額が500万円以下であり、震災により自己(生計を一にする控除対象配偶者及び扶養親族を含む)の所有する住宅または家財にその価格の2分の1以上の損害を受けた場合は、課税額全額を免除します。(当該損害に保険金、損害賠償金等により補てんされる金額がある場合は、その損害額から当該保険金等の額を控除します)。

※詳細については、「災害に係る個人事業税の減免制度に関するQ & A」をご覧ください。

減免フローチャート



災害に係る個人事業税の減免制度に関する Q & A

Q. 1 減免の対象になる個人事業税は、何年度のものでしょうか。

A. 1 減免の対象となるのは、前年の事業所得に対して今年以降に賦課される個人事業税です。

Q. 2 個人事業税が減免となるのはどのような場合ですか。
また、どのくらい減額になりますか。

A. 2 減免となる要件及び減免額は以下の表のとおりです。複数該当する場合は、減免額のより大きいもので減免します。

減免の対象になる要件	減 免 額	
前年の事業所得が 1,000 万円以下であり、災害により事業用資産にその価格の 2 分の 1 以上の損害を受けた場合	前年の事業所得の金額に基づき、下記の区分に応じた割合で減免となります。	
	前年の事業所得額	減免の割合
	500 万円以下	税額の 100%
	500 万円超 750 万円以下	税額の 50%
	750 万円超 1,000 万円以下	税額の 25%
前年の合計所得金額（※注）が 500 万円以下で、かつ、災害により自己の所有する住宅または家財について、その価格の 2 分の 1 以上の金額に相当する損害を受けた場合	税額全額が減免となります。	

※注 この場合の「合計所得金額」とは、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、分離課税される所得金額の合計をいいます。

Q. 3 「事業用資産」とは、どのような範囲のものですか。

A. 3 ここでいう「事業用資産」とは、事業の用に供している建物（付属設備を含む。）、構築物、船舶、車両、機械、器具、備品、運搬具、工具等の有形固定資産及び商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、貯蔵品、消耗品、副産物等のたな卸資産をいいます。

なお、土地及び無形固定資産等は含みません。

Q. 4 「住宅」とは、どのような範囲のものですか。

A. 4 ここでいう「住宅」とは、自己または自己と生計を一にする配偶者及び扶養親族が常時起居する住宅をいいます。

したがって、主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産（別荘等）や、業務の用に供する不動産（貸家等）は含みません。なお、必ずしも自己の生活の本拠であることは要しません。また、当該住宅に付属する倉庫、物置等の付属建物も含みます。ブロック塀等の構築物については、「住宅」には含みませんが、「家財」の一部に含まれます。

Q. 5 賃貸住宅に住んでいますが、「住宅」に被害を受けた場合に含まれますか。

A. 5 ここでいう「住宅」は、自己（所得税確定申告で配偶者控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族を含む）の所有するものに限ります。したがって、賃貸住宅にお住いの場合は該当しません。ただし、賃貸住宅にお住いの場合は、「家財」の被害により、減免の対象となる場合があります。

Q. 6 「家財」とは、どのような範囲のものですか。

A. 6 ここでいう「家財」とは、自己または自己と生計を一にする配偶者及び扶養親族の日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいます。日常生活に通常必要な程度を超える書画、骨とう、娯楽品等は含まれません。

但し、書画、骨とう、娯楽品等について、1個又は1組の価格が30万円以下のものは「家財」に含めます。

Q. 7 「家財」に車両は含みますか。

A. 7 通勤等に使用する自家用車等、一般的に、生活に通常必要な資産に該当する車両は、「家財」に含まれます。

Q. 8 事業用資産や住宅、家財に対する損害の額はどのように算定するのですか。

A. 8 損害額の算定は、被災直前の価格と被災後の価格とを比較して行います。また、被害を受けた資産の復旧にかかった費用等も損害額に加えます。ただし、保険金等で損害額が補てんされている場合には、その金額を損害額から差し引きます。

具体的には、以下の算式によって算出します。

損害額	=	被災直前の価格	－	被災後の価格	＋	復旧費等の額	－	保険金等で補てんされる金額
-----	---	---------	---	--------	---	--------	---	---------------

Q. 9 損害額を算定する際の「価格」は、何を基準に判断するのですか。

A. 9 損害額を算定する際の「価格」とは、帳簿価格または時価によります。

なお、建物については、原則として固定資産課税台帳に登録されている価格によります。

Q. 10 事業用資産の被災当時の価格はどうに算定するのですか。

A. 10 原則として、固定資産の損害額については、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格に準じ、それ以外の事業用資産については、減価償却明細一覧表における事業用資産の未償却残高の合計により算定するものとします。(1月から被災した日の属する月までの減価償却分を期末帳簿価格から差し引きます。例：7月に被災した場合、1月から7月分までの減価償却分)

Q. 11 在庫商品についても事業用資産の損害に含めることができますか。

A. 11 商品等が損害を受けた場合も、損害額に含みます。この場合の損害金は、売値ではなく仕入れ値によります。

Q. 12 住宅の被災直前の価格はどうに算定するのですか。

A. 12 損害を受けた住宅について、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格を被災直前の価格とします。

Q. 13 家財の被災直前の価格はどうに算定するのですか。

A. 13 原則として家財の時価を積算して価格を求めます。時価の算定については、取得価格から減価償却費を差し引く方法によります。

なお、時価の算定が困難な場合は、所得税における合理的な計算例にならない、「家族構成別家財評価額」により算定することもできます。

家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身	加 算
29歳まで	500万円	300万円	大人(18歳以上)1名につき130万円を、子ども(18歳未満)1名につき80万円を加算します。
30歳から39歳	800万円		
40歳から49歳	1,100万円		
50歳以上	1,150万円		

(例) 夫40歳(世帯主、個人事業主)、妻35歳、子ども12歳の世帯で災害により住宅が半壊し、家財にも相当の損害を受けた場合

家財評価額：1,100 万円 ＋ 80 万円 ＝ 1,180 万円

Q. 14 建物の損害について、り災証明書によって損害額を算定することはできますか。

A. 14 損害額の算定においては、り災証明書を参考にしますが、り災証明書だけでは損害額の判定が難しい場合は、り災証明書を発行した市町村に確認のうえ、損害額を判定します。

なお、損害額の算定に用いる「り災証明書」は、熊本県内の市町村長が発行したもので、被害程度の判定が記載されたものに限りです。市町村長以外のものが発行したものや、被害程度の判定が記載されていないもの（いわゆる「被災届出証明書」等）は、損害額の算定に用いることはできません。

また、建物の敷地内に流入した土砂やがれき等を除去するために費用を支出した場合は、「復旧費等」として、損害額に加算します。

Q. 15 建物以外の事業用資産の損害額はどのように算定するのですか。

Q. 16 建物が被災した場合でも、り災証明書がない場合は、損害額をどのように算定するのですか。

A. 15、16 原則として、申請者ご本人の申告に基づき算定します。参考資料として、会計帳簿や修繕工事・解体撤去工事等の見積書、領収書、税務署での雑損控除や更正の請求等の資料をご用意ください。

なお、損害を受けた後、修理・修繕して原状復帰したものについては、修理・修繕に要した費用を復旧費として計上します。

(例) 事業用の機械(被災当時の価額は 30 万円)が損害を受け故障したので 35 万円かけて修理して原状復帰した場合。(保険は入っていなかった)

被災直前の価格：30 万円、被災後の価格：30 万円(原状復帰したので被災直前の価格と同額とする)、復旧費：35 万円、保険金等：0 円

→ 損害額 ＝ 30 万円 － 30 万円 ＋ 35 万円 － 0 円 ＝ 35 万円

Q. 17 損害額の算定に加えることのできる「復旧費等」とはどのような費用のことですか。

A. 17 ここでいう「復旧費等」とは、被災した資産の維持・復旧のためにやむを得ず支出した費用をいいます。例えば、以下のような費用が含まれます。

(イ) 被災した資産を取り壊したり、除去するための費用

(ロ) 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

(ハ) 被災した資産の原状回復のための修繕にかかる費用

(二) 被災した資産の損壊または価値の減少を防止するための費用

(ホ) 災害により資産に対して現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、当該資産にかかる被害の拡大または発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用

Q. 18 「保険金等」とは具体的にどのようなものが含まれますか。たとえば、生活再建支援金、災害義援金、災害弔慰金などは含まれるのでしょうか。

A. 18 損害金の算定にあたり、保険金等により補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引きますが、具体的には次のような保険金や損害賠償金などが該当します。

(イ) 損害保険契約または火災保険契約に基づき被災者が支払を受ける保険金、共済金、見舞金

(ロ) 資産の損害の補てんを目的とする任意の互助組織から支払いを受ける災害見舞金

(ハ) 資産の損失により支払いを受ける損害賠償金

なお、生活再建支援金や災害義援金、災害弔慰金等は、ここでいう「保険金等」には含めません。

Q. 19 申請期限はいつまでですか。

A. 19 災害減免申請書は、被害を受けた日又は賦課処分を知った日から2ヶ月以内に提出していただく必要があります。

なお、申請が納期限を過ぎる場合には、いったん納期限までに納付していただくようお願いいたします。減免決定後、還付いたします。

Q. 20 減免申請をしようと思っていますが、納期限を過ぎてしまいそうです。納付せずにいてもよいのですか。

A. 20 申請が納期限を過ぎる場合には、各広域本部へご相談ください。

Q. 21 申請手続きに必要な書類は何ですか。

A. 21 申請される場合には、下記の書類をご用意ください。やむを得ず用意できないものがある場合には、各広域本部にご相談ください。

提出書類		事業用資産の被災	住宅・家財の被災
災害減免申請書（個人事業税） （各広域本部の窓口にて備え付けてあります）		○	○
添付書類	り災証明書	○	○
	事業用資産の被災当時の価格が確認できる書類 （市町村の発行する固定資産価格証明書、固定資産税の納税通知書、減価償却一覧表、青色決算書等）	○	
	住宅・家財の被災当時の価格が確認できる書類 （市町村の発行する固定資産価格証明書、固定資産税の納税通知書等）		○
	復旧のために支出した費用の額のわかる書類 （領収書、見積書等）	△	△
	保険金等の補てん金額のわかる書類	△	△
	その他広域本部から求められる書類	△	△

○ 必ず提出するもの（用意できない場合は、各広域本部までご相談ください）

△ 必要に応じて提出するもの（復旧費等の支出や保険金の受領がない場合は必要ありません）

Q. 22 減免申請をしましたが、その後はどうなるのですか。

A. 22 申請を受付した広域本部で内容を審査し、後日減免通知書が郵送されます。減免決定前に一旦納付された方には、減免通知書発行後から概ね1ヶ月後、減免になった個人事業税を銀行振込みにより還付いたします。また、還付日にあわせて還付通知が郵送されます。

なお、審査および還付手続きに通常以上の時間を要する場合があります。申請された方々には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をいただけますようよろしくお願いします。

減免に関するお問い合わせ先

お住まいの地域	相談先	電話番号	所在地
熊本市、宇土市、宇城市 下益城郡、上益城郡	県央広域本部 総務部課税第一課	(096) 333-3200	〒862-8571 熊本市中央区水前 寺 6 丁目 18-1
荒尾市、玉名市、山鹿市 菊池市、阿蘇市、合志市 玉名郡、菊池郡、阿蘇郡	県北広域本部 総務部課税課	(0968) 25-4124	〒861-1331 菊池市隈府 1272-10
八代市、人吉市、水俣市 八代郡、葦北郡、球磨郡	県南広域本部 総務部課税課	(0965) 33-3124	〒866-8555 八代市西片町 1660
天草市、上天草市、天草郡	天草広域本部 総務部税務課	(0969) 22-4239	〒863-0013 天草市今釜新町 3530